

令和6年度

京都市看護師修学資金融資制度のしおり

京都市では、質の高い助産師、看護師（以下「看護職員」といいます。）の養成及び京都市の区域内における医療機関等の看護職員の確保に資することを目的に、京都市の区域内における私立大学四年制看護学科に在学し、経済的に修学困難な方に対して、修学資金の融資のあっせん及び入学一時金の給付を行います。

【特長】

- ・ 1年間の借入限度額が120万円
→在学期間中（4年間）の借入限度額は480万円（年度毎の申請が必要）
- ・ 借入期間中は京都市から利子補給が行われるため、実質無利子で融資を受けられる。
- ・ 過度な返済負担とならないように長めの返済期間を設定
- ・ 卒業後に、看護師又は助産師として、地方独立行政法人京都市立病院機構に勤務している間は、元金の補給が行われるため、返済が実質免除される。

令和6年4月

京 都 市

【目 次】

I 京都市看護師修学資金融資制度の概要 (1 ページ)

1 京都市看護師修学資金融資制度の概要	1
---------------------------	---

II 修学資金の融資について (2~9 ページ)

1 融資あっせん申請の資格について	2
2 融資金額等	3
3 修学資金融資手続の流れ ～融資あっせんの申請から返済開始まで～.....	3
4 修学資金の融資あっせん申請方法について.....	4
5 金融機関との融資契約について	6
6 返済方法について	7
7 返済利子・元金補給の流れ	8
8 返済利子の補給 (利子補給制度)	8
9 返済元金の補給 (返済元金補給制度)	9

III 入学一時金の給付について (10~11 ページ)

1 給付資格について	10
2 給付額等について	10
3 申請方法について	10
4 給付決定以降の手続について	11
5 入学一時金給付手続の流れ	11

IV 質問集 (12~15 ページ)

申請	12
返済・利子補給	13
返済元金の補給	14
その他	15

I 京都市看護師修学資金融資制度の概要

1 京都市看護師修学資金融資制度の概要

この制度は、市内私立大学四年制看護学科の学生（借主は学生となります）に対し、京都市が予算の範囲内で、金融機関からの修学資金融資をあっせんする制度です（京都市が直接融資する制度ではありません）。

本制度の利用を希望される方は、修学資金確保のために金融機関から融資を受け、借入れ後に返済の義務が発生することを、十分理解したうえで申し込んでください。

(1) 融資あっせん申請の資格（2 ページ参照）

以下の全ての条件に当てはまる方

- ・ 市内私立大学四年制看護学科の学生で、在学している大学の指定する奨学金（※）の給付又は貸与を受けている方又は受ける見込みの方
- ・ 経済的理由により学資の負担が困難な方
- ・ 学習状態が良好である方
- ・ 将来京都市域内の医療機関等において看護職員として就業する意思を有する方

※ 在学している大学の指定する奨学金については各大学にお問合せください。

(2) 融資金額（3 ページ参照）

年額 120 万円を限度（10 万円単位）、4 年間の総額では 480 万円を限度とします。

(3) 修学資金融資あっせんの申請方法・手続（3～7 ページ参照）

在学している大学を通じて京都市へ融資あっせんの申請を行い、京都市が審査のうえ、修学資金の融資をあっせんすることを決定します。決定後、学生が指定の金融機関に融資を申し込み、金融機関の審査のうえ修学資金の融資を行います（審査の結果、御希望に沿えない場合もあります）。

(4) 返済期間及び返済方法等（7 ページ参照）

元金返済期間は、融資総額によって定められ、最長 16 年間となります（7 ページ参照）。また、元金据置期間は、在学期間中かつ 4 年以内となります。

（最長の事例：総返済期間 20 年【元金据置期間 4 年間、元金返済期間 16 年間】）

元金の返済は元金据置期間終了後の最初の 4 月から開始します。また、利子の支払は融資実行の月又は翌月から返済開始となります（金融機関との契約による）。

(5) 利子・元金補給等（8～9 ページ参照）

- 利子補給 被融資者が金融機関へ支払った利子と同額の金額（延滞損害金分を除く）を、京都市が被融資者に対して利子を補給します。
- 元金補給 被融資者が卒業後、看護師又は助産師として、地方独立行政法人京都市立病院機構に勤務した場合、その勤務期間中、京都市が返済元金補給金を交付します（満額（480 万円）を融資した場合、返済期間は 16 年となりますが、その間、勤務を続ければ、元金返済は実質免除されます。）。

(6) 入学一時金（10～11 ページ参照）

被融資者のうち、令和 6 年度に入学した方（3 年次編入も含む）で、入学の 1 年以上前から京都市に住所を有する方に対して、入学一時金として、在学している大学の入学金の半額相当額（10 万円を限度）を給付します。

Ⅱ 修学資金の融資について

1 融資あっせん申請の資格について

修学資金の融資あっせんの申請ができるのは、次の要件を全て満たしている方です。

- (1) 京都市の区域内における私立大学四年制看護学科に在学している方であって、当該私立大学から奨学金の給付又は貸与を受けている方又は受ける見込みの方
- (2) 経済的理由により学資の負担が困難な方
- (3) 学習状態が良好である方
- (4) 将来京都市の区域内における医療機関等において看護職員として就業する意思を有する方

(1) 在学している大学からの奨学金

修学資金の融資を受けようとする年度に、在学している大学の指定する奨学金（※）の給付又は貸与を受けられる方が対象となりますが、融資あっせんの申請時点において、在学している大学の奨学金を申請中又は申請予定の方であっても、融資あっせんの申請は行っていただけます。

※ 在学している大学の指定する奨学金については、各大学にお問合せください。

(2) 用途及び経済的要件

ア 用途

学資の負担が困難な方が対象ですので、必ず学費（授業料、施設費、実習費）に充当してください。

イ 経済的要件

申請者の父と母双方又はこれに代わって家計を支えている人（生計維持者）の貸与額算定基準額が基準額以下であることが必要となります。

なお、認定所得金額の試算方法については、日本学生支援機構の第一種奨学金における収入基準を準用しています。

※ 詳細は資料編「経済的要件確認のための試算方法」、「各控除を受けるための証明書類」を御確認ください。

(3) 学力要件の基準

1 年生： 高校での成績が 3.5 以上（目安）の方又は高等学校卒業程度認定試験合格者でそれと同等と認められる方で、在学している大学からの推薦を受けられる方が対象となります。

2 年生以上： 最短修業年限で卒業できる見込みがある方で、在学している大学からの推薦を受けられる方が対象となります。

(4) 看護職員としての就業意思

在学している大学を卒業した後、京都市の区域内の医療機関等において看護職員として就業する意思を有している方が対象となります。

2 融資金額等

大学の指定する年間学費の範囲内で年額 120 万円を限度に 10 万円単位で申請可能です。

4 年間の総額で 480 万円が限度となります。

(1) 融資利率

変動金利で金融機関所定の利率となります。

利子については、金融機関への支払い後に、本人からの申請により、支払われた利子全額（延滞に伴う遅延損害金及び延滞利息は除きます。）を京都市が補給します（「8 返済利子の補給（利子補給制度）」参照）。

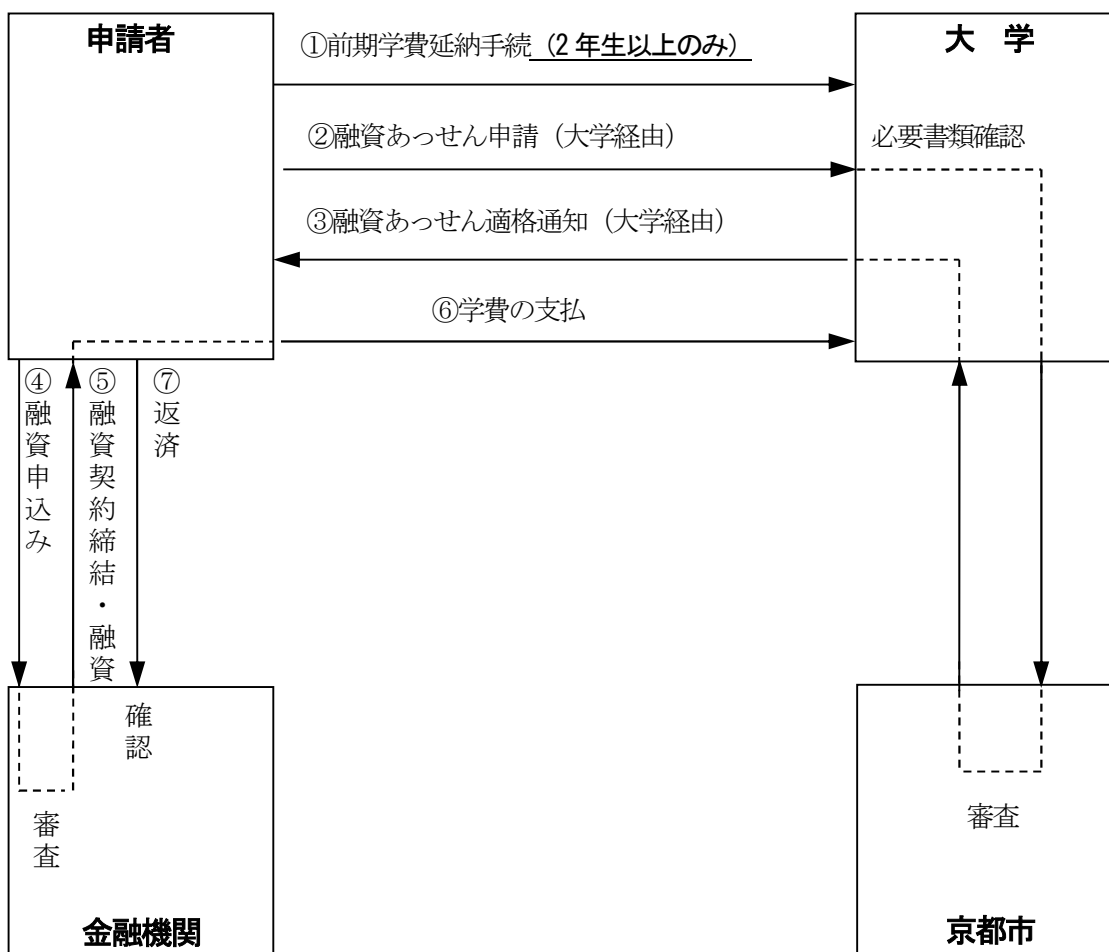
(2) 返済期間

最長 20 年とします。

※ 元金の返済については据置期間（4 年以内かつ在学期間中）経過後の最初の 4 月から返済開始となります（最長の事例：総返済期間 20 年【元金据置期間 4 年＋元金返済期間 16 年】）。

※ 利子については、融資実行の月又は翌月から返済開始。

3 修学資金融資手続の流れ ～融資あっせんの申請から返済開始まで～



① 前期学費延納手続 (2 年生以上のみ)

2 年生以上で、修学資金の融資を受けようとする方は、修学資金の融資あっせんの申請を行う前に在学している大学に前期学費の延納手続を行うなどして、修学資金の融資を受ける前に前期学費を納めないようにしてください。

※ 修学資金の融資前に学費を納められた場合は、「学費の負担が困難な方」の要件に当てはまらないと判断され、融資を受けられない場合があります。



② 修学資金の融資あっせんの申請

修学資金の融資を受けようとする方で、資格要件を満たす場合は、在学している大学を通じて、京都市へ融資あっせんの申請を行ってください。



③ 修学資金の融資あっせんの決定通知

修学資金の融資をあっせんすることを決定した方には、在学している大学を通じて、京都市から「融資あっせん適格の通知」を送付します。



④ 金融機関への融資申込み

京都市から「融資あっせん適格通知」を受けた方は、この通知書のほか、金融機関が定める書類（※）等を持参のうえ、金融機関へ融資の申込みを速やかに行ってください。

令和6年11月末までに金融機関への融資申込みを完了してください。完了していない場合、融資あっせんが取下げとなる場合がありますので、「融資あっせん適格通知」を受け取り次第、速やかに金融機関窓口へ申込手続を行ってください（※必ず後期の学費の支払期日までに手続を行ってください。手続が遅れると融資が受けられない場合があります。）。

なお、申込みや契約に際しては、家族の方や連帯保証人等の同席等が必要となる場合がありますので、各金融機関にお問合せください。

※ 金融機関が定める書類については、融資あっせん適格通知発送時に通知します。



⑤ 融資実行

融資の申込みをされた金融機関から、審査のうえ融資実行の決定を受けられた方は、当該金融機関から融資を受けることになります。

※ 当該金融機関との間で修学資金の融資に関する契約（金銭消費貸借契約）を行ってください。



⑥ 学費の支払

融資額 \leq 年間学費であることが融資の条件です。前期学費の額により、取扱いが異なりますので、以下のいずれかにより、手続を進めてください。

ア 融資額 \geq 前期学費（1年生の方は納付済み、2年生以上の方は延納手続済み）

融資条件を満たすためには、後期学費を併せて納付することが必要となります。必要に応じて後期学費の前納手続を行い、修学資金の融資実行後、速やかに申請年度分の学費（1年生の方は後期学費、2年生以上の方は前期及び後期学費）を大学に支払ってください。

イ 融資額 \leq 前期学費

2年生以上の方は修学資金の融資実行後、速やかに前期学費を納めてください（1年生の方は特に手続は不要です。）。



⑦ 返済

・ 利子については、融資の同月又は翌月から金融機関へ支払開始となります（「8 返済利子の補給（利子補給制度）」参照）。

※ 本人からの申請により、支払った利子全額（延滞利息を除く。）を京都市が補給します。

・ 元金については、据置期間（4年以内かつ在学期間中）経過後の最初の4月から返済開始となります（「9 返済元金の補給（返済元金補給制度）」参照）。

4 修学資金の融資あっせん申請方法について

在学している大学を通じて京都市へ融資あっせんの申請をしてください。

なお、修学資金の融資は申請の年度分であり、次年度以降も融資を希望される方は、次年度に改めて融資あつせんの申請をしていただく必要があります。

【複数年度利用の場合】

本制度を複数年度で利用する場合は、それまでに受けた融資を申請の年度の融資と一本化するため、期前完済手続を同時に行います。その際、期前完済手数料及び収入印紙代が必要になる場合がありますので、あらかじめ融資を受けられた金融機関に金額を確認し、準備をしてください。

(1) 受付期間

令和6年4月から6月末頃まで（目安）

※ 大学ごとに学内での締切りが異なります。在学している大学の指示に従い、締切りまでに大学へ書類を提出してください。

(2) 提出書類

融資あつせん申請時に必要となる提出書類は次の①から⑦です。

- ① 看護師修学資金融資あつせん申請書（必ず両面コピーのうえ、記入すること。）※
 - ② 家族状況等調書（必ず両面コピーのうえ、記入すること。）※
 - ③ 生計を一にする家族全員の住民票
 - ④ 令和5年度（令和4年度中）課税証明書（課税標準額及び市町村民調整控除額の分かるもの）
 - ⑤ 在学している大学の奨学金を受けることの証明
 - ⑥ 保証委託に関する契約書（必ず両面コピーのうえ、記入すること。）※
 - ⑦ 連帯保証人の印鑑証明書
- ※については資料編に記入例があります。注意点を熟読のうえ、記入してください。

① 看護師修学資金融資あつせん申請書

資料編に様式があります。「表」・「裏」を必ず両面コピーのうえ、記入してください。片面のみの記入、提出は認められません。

※ 申請者の住所・氏名、個人情報の取扱いに関する同意書欄については、それぞれ本人自らが記入してください。

② 家族状況等調書

資料編に様式があります。「表」・「裏」を必ず両面コピーのうえ、記入してください。片面のみの記入、提出は認められません。

③ 生計を一にする家族全員の住民票

経済的要件の特別控除額の審査等に当たって必要となりますので、同居、別居を問わず、生計を一にする家族全員（申請者本人も含む。）の住民票を提出してください。

なお、対象となる方が同一世帯の場合は、「世帯全員の住民票」で差し支えありません。

④ 令和5年度（令和4年度中）課税証明書（課税標準額及び市町村民調整控除額の分かるもの）

申請者の父と母双方又はこれに代わって家計を支えている人の課税標準額及び市町村民調整控除額の分かるものとして、令和5年分（令和4年度中）の課税証明書（京都市の方においては、全項目証明書を提出ください。）を提出してください。なお、課税証明書に市町村民調整控除額の記載がない場合の確認方法については各市町村にお問合せください。

⑤ 在学している大学の奨学金を受けることの証明

融資あっせん申請時に、当該年度の在学している大学の奨学金の決定を受けている方は、当該大学からの決定通知書を提出してください。在学している大学の奨学金の決定を受けていない方は、決定を受け次第、当該大学を通じて決定通知書を提出してください。

⑥ 保証委託に関する契約書

資料編に様式があります。「表」・「裏」を必ず両面コピーのうえ、記入してください。片面のみの記入、提出は認められません。

※ 申請者、連帯保証人欄については、それぞれ本人の自署と捺印をお願いします。

なお、連帯保証人については、実印を押印してください。

※ 金融機関への融資申込みには当たっては、京都市が金融機関に対して保証を行います。これにより、申請者が金融機関から融資を受けた後、在学期間中も含め、金融機関への返済が万が一できなくなった場合には、京都市が申請者及び連帯保証人に代わってその金融機関へ債務を一括返済します（代位弁済）。この保証を行うに当たっては、保証委託に関する契約書を提出する必要があります。

※ 代位弁済の実施により申請者の債務がなくなるわけではありません。申請者又は連帯保証人は、京都市に対して、引き続き債務の返済を行うこととなります。また、代位弁済となった場合は、個人情報情報機関にその旨が一定期間登録され、クレジットカードや、各種ローンの利用ができなくなる場合があります。

5 金融機関との融資契約について

(1) 申込方法

京都市から融資あっせん適格通知を受けた方は、当該通知書を持参のうえ、以下の融資可能な金融機関へ融資の申込みをしてください。

※ 金融機関への融資申込みは速やかに行ってください。遅れると融資が受けられない場合があります。

【融資可能な金融機関】

- ・ 三菱UFJ銀行（取扱店：京都支店）
- ・ 京都銀行（※大学ごとに取扱店が決まっていますので、御注意ください。）

大 学	取 扱 店
京都橘大学	山科中央支店
京都光華女子大学	西京極支店
佛教大学	二条駅前支店
京都看護大学	二条駅前支店、西京極支店、西七条支店、山科中央支店、稲荷支店
京都先端科学大学	二条駅前支店

- ・ 京都信用金庫（取扱店：本店）

※ 京都信用金庫を利用するには、次の営業地域内に申請者が居住する必要があります。

<京都府> 京都市、亀岡市、南丹市、船井郡京丹波町（旧和知町を除く。）、福知山市（ただし旧天田郡三和町のみ）、長岡京市、向日市、乙訓郡、宇治市、城陽市、久世郡、八幡市、京田辺市、綴喜郡、相楽郡、木津川市

<滋賀県> 大津市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、湖南市、野洲市、高島市、近江八幡市（旧蒲生郡安土町を除く。）

<大阪府> 三島郡、高槻市、枚方市、交野市、寝屋川市、茨木市、摂津市、守口市、門真市、大東市、四條畷市、吹田市、東大阪市、豊中市、箕面市、大阪市、八尾市

(2) 必要書類

京都市からの融資あっせん適格通知書のほか、金融機関が定める書類（※）等を持参のうえ、融資可能な

金融機関へ融資の申込みを行ってください。

※ 金融機関が定める書類については、融資あっせん適格通知発送時に通知します。

(3) 融資方法

融資の申込みをした金融機関から、融資実行の決定を受けた方は、当該金融機関と融資に関する契約（金銭消費貸借契約）を締結してください。融資実行と同時に学費の振込みをしなければいけない場合もありますので、融資実行までに、学費と融資額の差額を用意しておいてください。

6 返済方法について

- ・ 元金は、据置期間（4年以内かつ在学期間中）経過後の最初の4月から、融資を受けた金融機関へ毎月返済します（返済元金月額は、25,000円程度を想定。「9 返済元金の補給（返済元金補給制度）」参照）。
- ・ 返済回数は、融資を受けた額によって異なり、返済途中に一括返済することも可能です（以下の表を参照）。
- ・ 利子については、融資を受けた月又は翌月から金融機関へ返済します（「8 返済利子の補給（利子補給制度）」参照）。

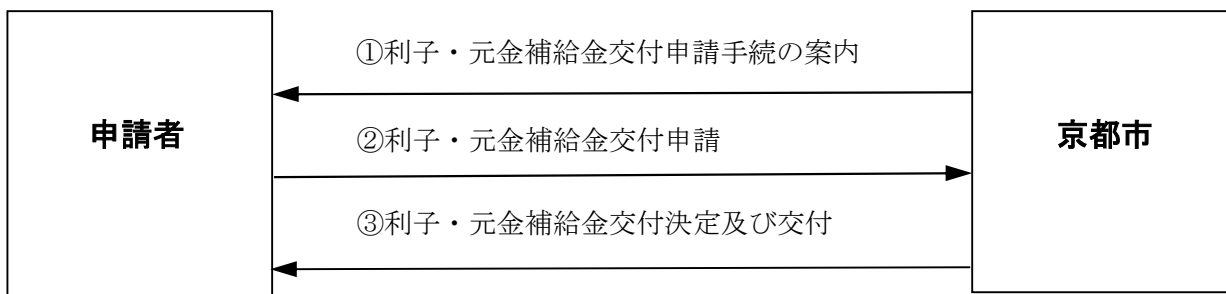
※ 返済元金補給金の交付を受ける方がその交付期間中に全額又は一部繰上返済をした場合、当該繰上返済元金分については補給の対象外となりますので、御注意ください。一部及び全部繰上返済については、金融機関との契約によりますので、融資を受けた金融機関にお問合せください。

※ 据置期間の確認等のため、必要に応じ、在学している大学から本人の状況について報告を受け、融資を受けた金融機関に情報提供することがあります。

融資総額	返済回数	融資総額	返済回数
100,000円	4回	2,500,000円	100回
200,000円	8回	2,600,000円	104回
300,000円	12回	2,700,000円	108回
400,000円	16回	2,800,000円	112回
500,000円	20回	2,900,000円	116回
600,000円	24回	3,000,000円	120回
700,000円	28回	3,100,000円	124回
800,000円	32回	3,200,000円	128回
900,000円	36回	3,300,000円	132回
1,000,000円	40回	3,400,000円	136回
1,100,000円	44回	3,500,000円	140回
1,200,000円	48回	3,600,000円	144回
1,300,000円	52回	3,700,000円	148回
1,400,000円	56回	3,800,000円	152回
1,500,000円	60回	3,900,000円	156回
1,600,000円	64回	4,000,000円	160回
1,700,000円	68回	4,100,000円	164回
1,800,000円	72回	4,200,000円	168回
1,900,000円	76回	4,300,000円	172回
2,000,000円	80回	4,400,000円	176回
2,100,000円	84回	4,500,000円	180回
2,200,000円	88回	4,600,000円	184回
2,300,000円	92回	4,700,000円	188回
2,400,000円	96回	4,800,000円	192回

注) 上記の表は、元金の返済回数を示すものです。元利均等月賦償還による返済のため、1回当たりの元金の返済額は、25,000円に固定されるわけではありません。あくまでも目安と考えてください。

7 返済利子・元金補給の流れ



① 利子・元金補給金交付申請手続の案内

1年間（4月から翌年3月までの間）に支払われた利子・元金に係る補給金の交付申請手続の案内を送付します。



② 利子・元金補給金の交付申請

京都市から手続の案内が届き次第、京都市へ補給金の交付申請を行ってください。

※ 案内が届き次第、速やかに提出してください。

※ 申請書類等に記載する利子又は元金補給額については、金融機関からの報告に基づき、京都市で記入します。



③ 利子・元金補給金の交付決定及び交付

利子又は元金補給金の交付額を決定のうえ、通知するとともに、融資を受けている金融機関の返済用口座へ京都市から利子又は元金補給金を振り込みます。

8 返済利子の補給（利子補給制度）

毎年度、京都市へ利子補給金の交付申請を行うことにより、当該年度（4月から翌年3月までの間）に金融機関へ返済された利子分については、全額を京都市が補給します。

※ 延滞に伴う遅延損害金及び延滞利息については、補給しません。

(1) 申請方法

毎年度申請が必要となります。

修学資金融資を受けている方へ、利子補給金の交付申請手続の案内を送付します。案内が届き次第、速やかに京都市へ利子補給金の交付申請を行ってください。

※ 申請書類（利子補給金交付申請書（第1号様式（第6条関係））等）に記載する「交付を受けようとする金額（利子補給額）」については、金融機関からの報告に基づき京都市で記入します。

(2) 交付方法

本人からの申請を受け、利子補給金を交付することを決定した方には、京都市からその旨通知するとともに、原則、本人が融資を受けている金融機関の返済用口座に利子補給金を振り込みます。

※ 一旦本人から金融機関へ支払われた利子分について、京都市から本人へ利子補給金を交付するものであり、京都市が本人に代わって金融機関へ利子の返済を行うことはありませんので、御注意ください。

9 返済元金の補給（返済元金補給制度）

修学資金融資を受けている方が大学卒業後に、看護師又は助産師として地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「機構」という。）に勤務した場合は、毎年度、本人から交付申請を行うことにより、当該年度に金融機関へ返済する元金に相当する額を返済元金補給金として京都市が交付します。返済元金補給金の交付額は、金融機関へ返済する元金のうち、交付申請をした年度に係る返済額相当額です。

なお、機構に勤務している期間中に全額又は一部繰上返済をされた場合、当該繰上返済元金については、補給の対象外となります。

(1) 申請方法

機構に採用された場合は、速やかに返済元金補給金対象者届出書（第1号様式）と採用辞令の写しを提出してください。

補給金の交付申請は、次年度以降、毎年必要です。

京都市から対象者に、元金補給金の交付申請手続の案内を送付します。案内が届き次第、京都市へ返済元金補給金の交付申請を行ってください。

※ 申請書類等に記載する元金補給額については、金融機関からの報告に基づき、京都市で記入します。

(2) 交付方法

本人からの申請を受け、返済元金補給金を交付することを決定した方には、京都市からその旨通知するとともに、原則、本人が融資を受けている金融機関の返済用口座に返済元金補給金を振り込みます。

Ⅲ 入学一時金の給付について

入学年次に修学資金融資を受けた方のうち、入学の1年以上前から、引き続き、京都市内に住所を有する方については、本市から入学一時金を給付します。

給付金ですので、返済の必要はありません。

1 給付資格について

入学一時金の給付申請ができるのは、次の要件を全て満たしている方です。

- ①入学（3年次編入を含む。）の年次に京都市看護師修学資金融資を受けた方
- ②入学の日の1年以上前から、引き続き、京都市の区域内に住所を有する方

2 給付額等について

(1) 給付額

入学一時金の給付額は、入学する大学の入学金の半額以内で、100,000円を限度とします。給付決定通知書により給付額を通知します。

(2) 給付方法

本人からの給付申請により、入学一時金を給付することを決定した方には、京都市からその旨通知するとともに、本人が指定する金融機関の口座に入学一時金を振り込みます。

3 申請方法について

(1) 受付期間

在学している大学を通じて看護師修学資金融資あっせん申請書と併せて京都市へ申請してください。受付期間については、大学の指示に従ってください。

(2) 提出書類

申請に必要な提出書類は次のとおりです。

① 入学一時金給付申請書

資料編に申請書（入学一時金給付申請書）の様式があります。

ア 「給付を受けようとする金額」欄

在学している大学の入学金の半額以内で、100,000円を限度に記入してください。

イ 「在学大学名」欄

在学している大学名、学年、入学年月日及び卒業予定年月を記入してください。

ウ 「上記大学へ支払った入学金の額」欄

在学している大学へ支払った入学金の額を記入してください。

② 住民票

入学の日の1年以上前から、引き続き、京都市内に住所を有していることの証明書類として、住民票を提出してください。

4 給付決定以降の手続について

(1) 給付決定通知

京都市の審査の後、入学一時金を給付することを決定した方に、給付決定通知を送付します。

(2) 請求書の提出

給付決定通知を受けた方は、決定通知を受け取り次第、速やかに振込先金融機関等を記した請求書を京都市へ提出してください。

(3) 給付の実行

請求書が提出され次第、指定された金融機関口座への振込手続を進めます。

5 入学一時金給付手続の流れ

① 入学一時金給付の申請

入学一時金給付の資格要件を満たす方は、在学している大学を通じて京都市へ申請を行ってください（融資あっせん申請書と同時に申請してください）。



② 入学一時金給付の決定通知

京都市が修学資金融資の実行を確認できた段階で、京都市から給付決定の通知を行います。



③ 請求書の提出

給付決定を受けた方は、振込先金融機関等を記した請求書を京都市へ提出していただきます。



④ 給付の実行

京都市から本人が指定した金融機関口座へ給付金が振り込まれます。

IV 質問集

【申請】

Q1 修学資金の融資及び入学一時金の給付の要件はすべて満たしています。申込みをすれば必ず融資及び給付が受けられますか。

A1 必ず受けられるわけではありません。融資のあつせん及び入学一時金の給付は、予算の範囲内で行いますので、申請者が多い場合には、融資及び給付が受けられないことがあります。

また、修学資金の融資については、京都市があつせんした金融機関において、融資の審査が行われますので、その結果によっては、融資が行われない場合があります。

Q2 4年間分まとめて融資あつせんの申請を行うことはできますか。

A2 できません。

毎年度、当該年度分の申請を受け付け、審査のうえ、融資あつせんの決定を行いますので、在学中、毎年度申請していただく必要があります。

Q3 申込時に連帯保証人は必要ですか。

A3 必要です。

Q4 入学一時金の給付のみを受けることはできますか。

A4 できません。

入学一時金の給付が受けられるのは、入学年次（3年次編入も含む。）に修学資金の融資を受けた方で、かつ、入学の日の1年以上前から、引き続き、本市の区域内に住所を有している方です。

Q5 他の奨学金等と併用することはできますか。

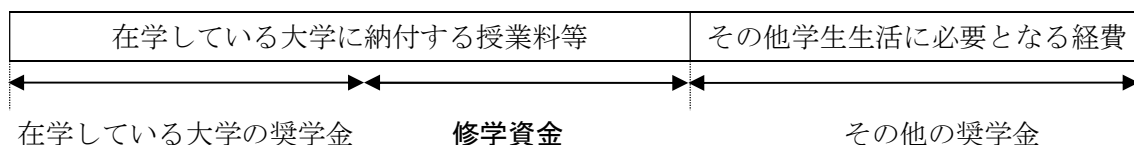
A5 修学資金については、原則として、他団体の奨学金等との併用は差し支えありません。

ただし、この修学資金の用途については、在学している大学に納付する年間授業料等に限定されています。併用する奨学金は、①年間授業料等が修学資金を上回る部分、又は、②その他学生生活に必要となる経費、に充当していただくこととなりますので、御留意ください。

なお、他の奨学金においても用途が授業料等に限定されている場合がありますので、在学している大学の奨学金担当者にお問合せください。

本市の修学資金融資を受けられた後で、他の奨学金（使途が授業料等のもの）を利用することが決定し、本市の融資額の一部が不要となった場合、金融機関によっては一部繰り上げて返済することも可能な場合がありますので、融資を受けた金融機関にお問合せください。

(奨学金の使途のイメージ)



【返済・利子補給】

Q6 修学資金の返済はどのように行いますか。

- A6 返済については、元金と利子で返済方法が異なります。以下の点に御留意ください。
- 元金の返済は、**据置期間（4年以内かつ在学期間中）経過後**、修学資金の融資を受けた金融機関へ毎月返済していただきます。返済回数は融資を受けた額によって異なり、10万円の融資につき約4回となります。
- 例) ・30万円の融資を受けた方：約12回
 ・50万円の融資を受けた方：約20回
 ・100万円の融資を受けた方：約40回
- 利子の返済は、**融資を受けられた月又はその翌月からの返済開始**となります。ただし、本人からの申請により、金融機関へ支払われた利子相当分を京都市が本人に補給する制度（利子補給制度）があります。

Q7 修学資金の返済を延滞又は返済できなくなるとどうなりますか。

- A7 借り入れしている方（債務者）は、学生御本人となります。
返済や利息の支払が滞った場合、個人信用情報機関に延滞又は京都市から代位弁済を受けた記録が残ります。
将来、金融機関で融資（住宅ローン等）を受けられないなどの影響がある可能性があります。責任を持って返済してください。

Q8 留年や退学、進学等した場合はどうなりますか。

- A8 留年や退学された場合は、**元金返済の据置期間の条件を満たさなくなった（4年以内かつ在学期間中）時点から返済を開始していただきます。**1年生から融資を受けている方が留年した場合は、在学期間中に元金返済義務が発生しますので、御注意ください。
 なお、大学院への進学又は留学等により、元金返済の据置期間の条件（4年以内かつ在学期間中）を満たさなくなった場合も、元金返済を開始していただきます。

Q9 京都市へ利子補給の申請を行えば、利子は金融機関へ返済しなくても良いのですか。

A9 一旦金融機関へ返済してください。

京都市が行う利子補給は、毎年度（4月から翌年3月までの間）、債務者本人が金融機関へ返済した利子分について、京都市へ利子補給金の交付申請を行うことにより、その全額（延滞に伴う遅延損害金及び延滞利息を除く。）を事後に補給するものです。

したがって、金融機関への利子の返済は、元金の据置期間中も必要となります。元金の返済と同様に、債務者本人により、行っていただく必要があります。

【返済元金の補給】

Q10 大学を卒業してすぐに看護師として京都市立病院へ就職しました。勤務期間に応じて修学資金の返済元金の補給を受けられるとのことですが、どのような手続きをすれば良いのですか。

A10 看護師又は助産師として地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「機構」という。）に就職された場合は、修学資金融資の返済元金の補給を受けることができます。

返済元金の補給を受けようとするときは、速やかにその旨を京都市に申し出てください。京都市から手続きについて案内を送付します。

Q11 大学を卒業してすぐに看護師として京都市立病院へ就職し、返済元金の補給を受けていましたが、この3月に退職しました。返済元金の補給はどうなりますか。

A11 返済元金の補給は、機構に勤務している期間中に限り受けることができますので、就職された月から退職された月までの返済元金分については、相当額を京都市から補給しますが、退職された翌月からの返済元金分については、補給の対象外となります。

Q12 大学を卒業後、3年間は京都市内の民間病院に勤務していましたが、この4月に京都市立病院に就職しました。勤務期間中は返済元金相当額の補給を受けられるとのことですが、民間病院に勤務していた時に返済した元金分について、遡って補給を受けることはできますか。

A12 できません。

返済元金の補給が受けられるのは、あくまでも看護師又は助産師として機構に勤務している期間中のみであり、既に返済された分については、補給を受けることはできません。

Q13 京都市立病院に看護師（アルバイト）として就職しました。勤務期間中、元金の補給を受けることはできますか。

A13 できません。

返済元金の補給が受けられるのは、正規雇用職員として、機構に勤務している「看護師又は助産師」となります。

なお、保健師は対象となっていません。

【その他】

Q14 住所や氏名が変更になった場合、どうすればよいですか。

A14 「変更届」を御提出ください。氏名が変更になった場合は、氏名の変更を確認できる資料（戸籍謄本など）もあわせて御提出ください。資料編に「変更届」の様式がありますので、必要事項を御記入のうえ、京都市看護師修学資金融資制度担当まで御提出ください。

また、融資を受けた金融機関において、届出内容（住所・氏名）変更手続を速やかに行ってください。

【問合せ先】

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

TEL 075-746-2866